

アナログ簡易無線機は平成34年12月以降使用禁止です

アナログ/デジタルのデュアル方式は改修が必要です

アナログの電波を発射停止にして無線局の変更申請が必要です

- 無線機器の改修はメーカーが行います。罰金は100万円です

簡易無線局のアナログ方式の周波数の停波のお知らせ

アナログ方式の簡易無線局のうち、350MHz帯（348.5625MHz～348.8MHzの「小エリア簡易無線局」）及び400MHz帯（465.0375～465.15MHz、468.55MHz～468.85MHz）の周波数の使用期限は、平成34年11月30日までとなっております。

●アナログ方式の簡易無線局の場合の対応

アナログ方式の周波数の使用は、平成34年11月30日までとなっております。使用期限までに無線局を廃止するか、使用期限以降において、引き続き簡易無線局を使用する場合には、デジタル方式の簡易無線局に変更する必要があります。

●アナログ/デジタルのデュアル方式の簡易無線局の場合の対応

アナログ方式の周波数及びデジタル方式の周波数を使用可能なデュアル方式の簡易無線局についても、アナログ方式の周波数の使用は、平成34年11月30日までとなります。このため、無線設備がアナログ方式の周波数を発射できないよう平成34年11月30日までに無線設備の製造メーカー等でアナログ方式の周波数の発射を停止する無線設備の改修を行っていただく必要があります。

また、アナログ無線設備からデジタル無線設備へ変更する場合やアナログ方式の周波数の停波措置を行った場合には、無線局の変更申請等が必要となります。



電波法の改正です！



● 今月のマル得情報 総務省のホームページに詳しく記載されています

商品名 アナログ方式簡易無線の使用禁止

☆ 内容のご質問等については tel 0256-33-0222 担当：池田まで ホームページ www.honmadenki.co.jp でバックナンバーもご覧になれます